広報 メルヘンの里 新庄

No.464

the most beautiful villages in japan

■人口動態■
令和２年９月30日現在
（ ）内は先月比
男 …… 424人(−2)
女 …… 482人(−4)
計 …… 906人(−6)
世帯数 … 389戸(−1)

・令和２年10月20日発行・〒717−0201 岡山県真庭郡新庄村役場総務企画課　☎(0867)56−2626 FAX56−2629・富士印刷㈲印行
・新庄村のホームページ　http://www.vill.shinjo.okayama.jp/

立ち上がろう　みんな主役のむらおこし

『燃え上がれ！「やる気・情熱」Never give up!』

＝主な記事＝

保小中合同運動会……2面
単身向け住宅建設……3面
令和元年度決算報告……4・5面
りんどうPR……6・7面
お知らせ……8面
地域おこし協力隊活動報告……12面
社協だより……13面
学校だより……14面

保育所、小・中学校による合同運動会を開催しました。

みんなが輝いた！保小中合同運動会

9月13日（日）、前日までの雨も上がり、予定通り保小中合同運動会を行いました。今年は新型コロナウイルスの影響で、保育所・小中学校のみでの合同開催となりましたが、朝早くから多くの保護者・地域の方も応援に来てくださり、活気ある運動会となりました。

今年のスローガンは『燃え上がれ！「やる気・情熱」Ｎｅｖｅｒ ｇｉｖｅ ｕｐ！』。小中学生たちは一丸となり、演技はもちろん、応援、係の仕事に常に全力で取り組んでいました。

入場行進では髙島壮平さん（小学校6年生）、千葉光里さん（中学校3年生）が校旗を持ち、続いて旗手に先導された赤、黄、青の各組、そして保育園児たちが堂々たる行進を見せてくれました。昨年とは少し内容の変わった競技もありましたが、それぞれが各種目で全力を出し切りました。

中には、小学生のダンスを真似る中学生や、「ソーラン」と大きな掛け声を上げて一緒に踊る高学年の児童もいて、小中一貫校ならではのほほえましい場面にも出合いました。

中学生恒例の「ダンス・ソーラン」では、「魅せろ爆発～輝け2020～」と題し、湘南乃風の「睡蓮花」に合わせたダンスとともに工夫した「ソーラン」を披露。3年生はこの日のために夏休み前から準備し、実行委員を中心に夏休み中にダンスを創り上げ、2学期が始まると、下級生に熱心に指導する日々でした。本番でも腹の底からの大きな声と、迫力ある素晴らしい演技で感動を与えてくれました。

（新庄中学校）

第4回新庄村役場庁舎整備検討委員会を開催しました

9月28日（月）、新庄村役場において第4回新庄村役場庁舎整備検討委員会を開催しました。

【主な項目】

○　役場職員が村民の方々の利便性向上や新庁舎での効率的な業務推進について検討する職員プロジェクトチームの設立及び活動状況の報告

○　新庁舎整備の参考とするために他自治体が建設または建設中の新庁舎への視察についての検討

○　今後のスケジュールの確認及び検討

なお、先日村として方針を決定した新庁舎整備位置については、現在確定に向け関係者の方々と協議中です。具体的位置については、関係者の方々との協議が終了し次第、お知らせする予定です。

新庁舎整備に関する情報は、今後も広報誌に掲載していきます。

（総務企画課　中山）

自然体験教室

■第4回　コウモリの観察会

9月27日（日）、戸島地内から土用地内で開催し、23名の参加がありました。

はじめに、コウモリは意外に私たちの近くに住んでいる事やどんな生活をしているのか、虫を食べてくれる益獣である事など講師の山田勝先生からお話しがありました。その後、実際に観察に出かけました。時折雨に降られましたが、いくつかポイントを回って、実際に見られた時は皆さん感動の様子

でした。特に小学生の好奇心全開の質問や観察する姿が印象的でした。

キクガシラコウモリをかなり近くで観察できた事や、絶滅危惧に指定されている「モモジロコウモリ」「ノレンコウモリ」が観察できた事は貴重な事実になると思います。豊かな自然のお陰です。

（総務企画課　辻）

新庄村単身者向け公営住宅の建設開始について

新庄村では、現在公営住宅の空きがない状態が続いていましたが、移住・定住者の受け入れ先を増やすため、今年度新たに単身者向けの住宅をがいせん桜団地に建設することとなりました。

工事着工に伴い、９月23日に関係者立会のもと、地鎮祭を行い、工事の無事完成を祈りました。完成は、令和３年３月中旬、入居募集は、同月下旬となる予定です。

近隣の住民の皆様には、工事に際してご迷惑をお掛けしますが、ご協力をお願いいたします。

（産業建設課　前原）

○外観イメージ

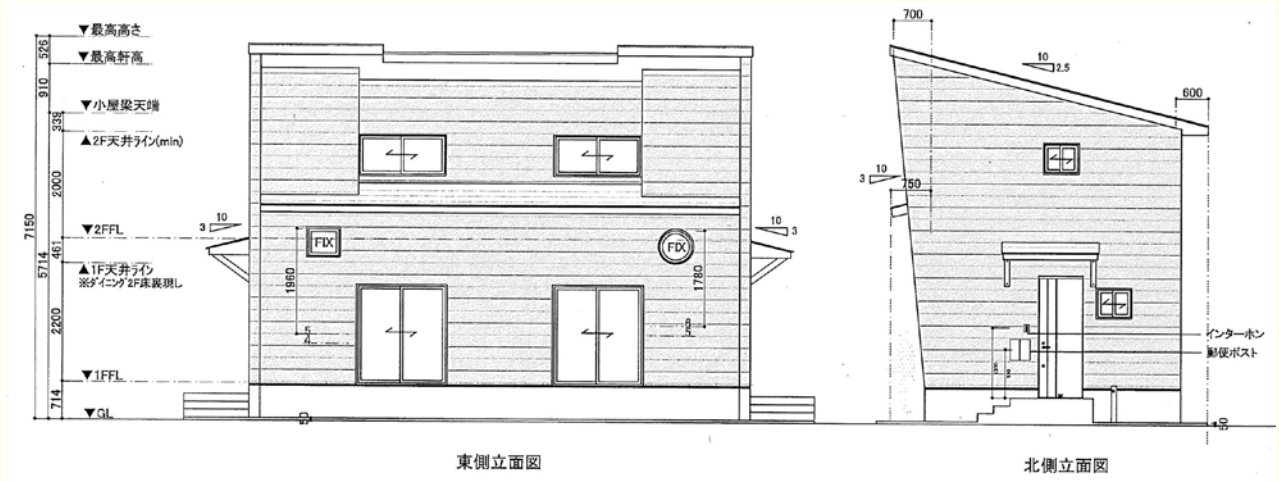

東側立面図　　北側立面図

工事等入札結果

入　札　日	事　業　名	業　者　名	落札価格（契約金額）		工　期
令和2年9月15日	新庄村単身者向け公営住宅建設事業	(株)タブチ	18,760千円	(20,636千円)	令和3年3月22日

令和元年度新庄村決算（普通会計）報告

普通会計決算

歳入総額内訳

（単位：千円、%）

区　分	金　額	割　合
地方税	209,577	12.8%
分担金及び負担金	2,045	0.1%
使用料	25,096	1.0%
手数料	701	0.0%
財産収入	41,076	2.5%
寄付金	14,020	0.9%
繰入金	28,600	1.7%
繰越金	165,587	10.1%
諸収入	25,880	1.6%
自主財源　合計	512,582	30.7%
地方交付税	733,234	44.7%
国庫支出金	148,731	9.1%
県支出金	102,704	6.3%
地方債	107,997	6.6%
地方譲与税交付金	17,436	1.1%
自動車取得税交付金・自動車税環境性能割交付金	2,668	0.2%
地方消費税交付金	13,398	0.8%
地方特例交付金	1,849	0.1%
利子割交付金	74	0.0%
株式等譲渡所得割交付金	191	0.0%
配当割交付金	309	0.0%
依存財源　合計	1,128,591	68.8%
歳入合計	1,641,173	100.0%

歳出総額内訳

（単位:千円、%）

区　分	金　額	割　合
人件費	266,748	16.6%
扶助費	53,863	3.3%
公債費	147,525	9.2%
義務的経費　合計	468,136	29.0%
普通建設事業費	278,766	17.3%
災害復旧事業費	48,373	3.0%
投資的経費　合計	327,139	20.3%
物件費	298,297	18.5%
維持補修費	15,350	0.8%
補助費	302,359	18.8%
消費的経費　合計	616,006	38.1%
積立金	106,624	6.6%
投資及び出資金		0.0%
繰出金	93,759	5.8%
その他経費　合計	200,383	12.4%
歳出総額	1,611,664	100.0%

地方税　209,577千円の内訳

（単位:千円、%）

税目別	金　額	割　合
市町村民税	26,870	12.8%
固定資産税	176,629	84.3%
軽自動車税	3,843	1.8%
たばこ税	2,235	1.1%
合　計	209,577	100.0%

※割合の小さいものは0.0%と表記しています。

特別会計決算

（単位:千円）

会　計　名	歳　入	歳　出
国民健康保険事業特別会計	173,941	147,641
簡易水道事業特別会計	40,839	39,440
国民健康保険歯科診療施設特別会計	38,831	32,489
介護保険特別会計（保険事業勘定）	169,200	153,298
下水道事業特別会計	41,126	41,126
宅地造成事業特別会計	19	0
国民健康保険診療所特別会計	65,178	57,703
後期高齢者医療特別会計	14,554	14,155

公営企業の資金不足比率

会計名	1年度	30年度
簡易水道事業特別会計	—	—
下水道事業特別会計	—	—
宅地造成事業特別会計	—	—

※資金不足がない場合は「—」と記入。

歳入

歳入の決算は、1,641,173千円で、前年に比べ30.6%減少しました。自主財源のうち地方税は、57.7%減少しています。これは、償却資産である固定資産税が年々減少したことと、ふるさと納税による寄附金を財源とする協働のふる里づくり基金からの繰入金が減少したためです。依存財源のうち、地方交付税は4.8%減少しています。また、地方債は、道路や施設を整備するために借り入れるお金で、昨年度より7,654千円減少し、107,997千円借り入れました。

歳出

歳出の決算は、1,611,664千円で、前年に比べ26.7%減少しました。物件費は、協働のふる里づくり基金繰入金の減少に伴い、物件費は33.6%、普通建設事業費は、42.9%減少しています。また、事業を行うために借り入れたお金の償還金である公債費は、昨年度より3.7%減少しています。特別会計への繰出金は、昨年度より34.2%減少しました。

健全化判断比率

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布されました。これは、地方自治体の財政の健全性に関する比率を公表し、その比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政の早期健全化及び財政の再生等を図るための計画を策定する制度を定めることになっており、地方自治体の財政の健全化に資することを目的としています。

健全化に関する比率は、①実質赤字比率　②連結実質赤字比率　③実質公債費比率　④将来負担比率　と、特別会計の資金不足比率です。新庄村も平成30年度決算に基づき、次のとおり比率を算出しました。

指　標	指 標 の 内 容	01年度	30年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	普通会計（一般会計、土地取得会計）の黒字か赤字かを判断する指標	—	—	15.0%	20.0%
連結実質赤字比率	特別会計を含めて黒字か赤字かを判断する指標	—	—	20.0%	30.0%
実質公債費比率	公債費による財政負担の程度を示す指標	5.1%	5.2%	25.0%	35.0%
将来負担比率	第3セクターを含め将来負担すべき実質的な負債の比率	—	—	350.0%	

※赤字がない場合は「—」と記入。

健全化判断比率が、早期健全化基準、財政再生基準を一つでも超えると、「早期健全化団体」、「財政再生団体」になります。「早期健全化団体」となると、いわゆる黄信号で、財政健全化計画の策定などが義務づけられ、さらに財政が悪化して「財政再生団体」となると、財政が破たんした自治体として、行政事務が制約されます。

新庄村の健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率 及び将来負担比率）は、いずれも「早期健全化基準」を下回っていました。今後も健全な財政運営に努めていきます。

『新庄村で一緒にりんどう作ろーやぁ！！』

：新庄村花き生産組合とは：

新庄村では平成七年からりんどう栽培を開始し、平成八年に新庄村花き生産組合を結成しました。

現在は四戸の生産者でりんどう栽培に取り組んでいます。

：りんどうとは：

りんどうは仏花として、お盆や秋のお彼岸に特に需要がある花です。

岡山県では、西は新見市から、東は美作市まで、県北部で広く栽培されています。

近年では井原市や和気町など、県南部の標高の高いところでも栽培されています。

花の多くは、ビニルハウス等の施設で栽培されますが、りんどうは露地で栽培できるため、初期投資を安く抑えることができます。

また、多年生の植物なので、一度植えると四～五年は収穫・出荷できます。管理作業をきちんと行えばさらに長い期間生産できます。

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
定植1年目				ほ場の準備		定植	株養成						
2年目以降収穫期	早生			★		▼		■				✂	
	中生			★		▼			■			✂	
	晩生			★		▼				■		✂	

★：萌芽　▼：間引き　■：収穫　✂：台切り・防寒

花が咲く時期は品種によって決まっているので、定植前の品種選びが大切です。

早生品種から晩生品種を組み合わせれば、七月から十月まで収穫できます。

：栽培適地：

りんどうの栽培適地としては、次の４つの条件が求められます。

①夏季冷涼な場所

りんどうは涼しい場所を好む植物で、県北の標高三〇〇ｍ以上の場所が適地です。暑い場所では株が早く弱ってしまい、収穫できる年数が短くなってしまいます。

新庄村はりんどう栽培に適した地域です。

②前年まで水稲を栽培していたほ場

水田の土の中には畑で活動する土壌病原菌や害虫が少ないので、病虫害の発生を抑えられます。

また、雨が少ない時にはかん水が必要になるため、水の便が良い場所が適しています。

③強い風が当たらない場所

収穫期が遅いものは、秋の台風シーズンに当ります。

その頃には草丈も一五〇㎝以上になっているので、強風で茎が折れたり、葉が傷んだり、株ごと倒れたりするのを防ぐために必要な条件です。

④りんどうを栽培したことが無いほ場

りんどうは、連作を嫌う作物です。一度栽培したことのあるほ場では、欠株が発生したり、生育が悪くなってしまいます。品質の良い綺麗なりんどうを作るためには、栽培したことのないほ場を選ぶことがことが重要です。

新庄村オリジナルりんどう「新庄秋乙女」

：新庄村のオリジナルりんどう：

新庄村花き生産組合では、花の色や姿形の良いものを選抜し、十月中下旬頃に咲く晩生系統の育種を行っています。

令和二年に組合員で愛称を相談し、「新庄秋乙女（しんじょうあきおとめ）」と名付けました。

昨年は花市場や生花店にもＰＲを行い、「花の色が濃くて良い」と高い評価を受けました。

：研修会の開催：

組合では、村内で年に数回栽培講習会を開催しています。

また、年間二回程度、真庭・津山・勝英地域の生産者と合同で栽培研修会を行っています。

講習会や他地域へ視察に行くことで、新たな栽培方法を研究したり、生産者同士の情報交換を行い、栽培技術の研鑽に取り組んでいます。

：栽培に興味がある方：

ＪＡ晴れの国岡山美甘支店、新庄村役場、美作広域農業普及指導センターへお気軽にご相談ください。

◇問い合わせ先◇

ＪＡ晴れの国岡山美甘支店
経済課
住所：真庭市美甘３５５９-１
ＴＥＬ：０８６７-５６-２７５７

新庄村役場　産業建設課
住所：真庭郡新庄村２００８-１
ＴＥＬ：０８６７-５６-２６２８

美作県民局　美作広域農業普及指導センター
住所：　津山市山下５３
ＴＥＬ：０８６８-２３-１５１３

秋の交通安全県民運動

９月21日から30日の10日間、秋の交通安全県民運動を実施しました。

期間中の平日は新庄村議会・新庄村交通指導委員会の皆様のご協力のもと、交通安全街頭指導を行い、28日には真庭警察署にご協力をいただいて交通安全関所を開設しました。

また、期間中新庄村ケーブルテレビにおいて、法令講習番組を放送しました。ご覧いただけましたでしょうか。今回は、真庭警察署近藤交通課長の講話に併せて、道路の横断に関する交通ルールを車両と歩行者の視点で学んでいただく内容をお届けしました。

冬に向けて、視界が悪くなり、道路状況も日々変化していきます。引き続き、交通事故をおこさない・遭わないように、交通安全対策へのご協力をお願い致します。ご意見等ありましたら、役場までお気軽にご連絡ください。

（総務企画課　中川）

8月期の交通事故発生状況

区分		村内		真庭市内	
		8月期	本年の累計	8月期	本年の累計
事故	件数	0	0件	5	23件
	死者	0	0人	1	1人
	重傷	0	0人	1	5人
	軽傷	0	0人	3	18人

（総務企画課　中川）

お知らせ

《戸籍の動き》

令和2年9月受付分

死亡届　お悔やみ申し上げます。

＊令和2年9月5日
重末　行雄（満84歳）

＊令和2年9月8日
卜倉　泰子（満99歳）

＊令和2年9月24日
髙村　淳介（満79歳）

「戸籍の動き」への掲載希望について、遠慮なく住民福祉課までご連絡ください。
（住民福祉課　古南）

10月の納税

村県民税　（3期）
国保税　（5期）
納期限　11月2日（月）

年金相談

11月の年金相談日をお知らせします。

日時
11月5日(木)　10時～12時
11月26日(木)　10時～12時
13時～15時

場所
真庭市役所久世本庁舎

予約先
津山事務所お客様相談室
0868・31・2360
＊自動音声案内が始まりましたら①番を押し、次に②番を押して下さい。

※相談内容を把握するため、前日までに必ず予約をお願いします。
※年金番号がわかるものと、本人確認ができる免許証、保険証などを持参してください。また、代理の場合は委任状が必要です。
※新型コロナウイルス感染拡大の状況により、中止することもあります。ご理解の程よろしくお願いいたします。
（住民福祉課　古南）

●インフルエンザ予防接種について●

今年は新型コロナウイルス感染症も懸念されており、インフルエンザの流行を最小限にするために、接種助成が拡大されました。年齢別で接種期間等が異なります。確認の上、期間内に接種してください。
（住民福祉課　竹本）

名称	高齢者	一般	小児
接種対象者	65歳以上	13歳～64歳	生後６ヶ月～小学６年生
接種助成期間	10月１日～令和３年１月31日	10月１日～令和３年１月31日	10月１日～12月31日（他の接種よりも期間が短いです）
接種料金（助成額）	4,247円（2,947円助成）	医療機関によって異なる（1,000円助成）	4,000円（全額助成）
持参物	健康保険証	健康保険証	健康保険証、母子手帳等
実施医療機関	新庄村診療所 県内医療機関 日野病院（受診券が必要） 個人負担1,300円	新庄村診療所 個人負担3,250円	新庄村診療所 県内指定医療機関 （岡山県ホームページで確認） 個人負担0円
助成方法	医療機関窓口で助成額を差し引く	村診療所窓口で助成額を差し引く	医療機関窓口で無料となる
役場での手続き	日野病院のみ手続き必要	新庄村診療所では不要。村以外での接種の場合に手続き必要（予防接種後に役場で手続きしていただき、千円助成します）	不要
手続きに必要な物	なし	予防接種の領収書、印鑑、振込先金融機関の通帳（通帳口座番号、名義の表示箇所のコピーでも可）	なし
手続き受付期間	令和３年１月末まで	令和３年２月末まで	なし
実施主体	新庄村	新庄村	岡山県
問い合わせ先	住民福祉課 ５６－２６４６	住民福祉課 ５６－２６４６	健康推進課 ０８６-２２６-７３３１

乳がん・子宮がん・骨そしょう症検診のお知らせ

今年は村内で乳がん・子宮がん・骨そしょう症検診が実施できていないため、まだ受けられていない方は一年に一度は是非受診ください。

○村内での集団検診

日にち
令和2年11月2日（月）

場所
ふれあいセンター大ホール

内容
子宮がん検診・骨そしょう症検診

対象者
子宮がん検診・骨そしょう症検診共に20歳以上

受付時間
15時30分～16時15分

自己負担
無料

備考
夕方の開催となります。

○乳がん・子宮がん検診については、各病院での個別検診も行っております。

実施医療機関
乳がん検診（マンモグラフィー併用検診）は金田病院、落合病院、勝山病院、湯原温泉病院の4病院で、子宮がん検診は落合病院、湯原温泉病院の2病院で実施しています。

実施期間
令和2年6月～3年3月末

対象者
乳がん検診は40歳以上、子宮がん検診は20歳以上。

自己負担
乳がん検診は2000円、子宮がん検診は1900円がそれぞれかかります。

持参物
病院に持参いただく検診票を発行しますので、住民福祉課までご連絡ください。

備考
病院の予約は各自で行ってください。

（住民福祉課　谷川）

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民健康保険税の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は国保税が減免となります。

①主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方
↓全額免除

②主たる生計維持者の収入減少
(※)が見込まれる世帯の方
↓一部減免

(※)一部減免の具体的な要件
(1)事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見たいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること。
(2)前年の所得の合計額が1000万円以下であること
(3)収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計が400万円以下であること

◎減免の対象となるのは、令和元年度及び令和2年度に課されたものであって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されている国保税です。

◎主たる生計維持者とは、基本的に世帯主を指します。

◎申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。詳しくは役場住民福祉課にお問い合わせください。

（住民福祉課　小畑）

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う介護保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は、申請により介護保険料が減免される場合があります。

①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った65歳以上の方
↓全額免除

②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる65歳以上の方
↓一部減免

申請にあたっては、医師の診断書のコピーや、事業収入等の減少を証明する書類等を提出する必要がありますので、事前に住民福祉課までお問い合わせ下さい。

（住民福祉課　渡辺）

新庄村四季写真コンテスト応募作品募集中！

新庄村の四季自然風景の写真コンテスト応募作品を募集しています。

作品は1人3点以内とし、未発表のものに限ります。

サイズは「ワイド六ツ切又はA4サイズ」でカラー写真に限ります。

応募締切は令和3年1月29日（金）（郵送の場合当日消印有効）です。

審査結果は令和3年2月下旬頃に入賞者に通知し、後日賞状と副賞を贈ります。

詳しくは役場産業建設課までお問合せください。

（産業建設課　小畑）

目指せ！検定試験合格

教育委員会は実用英語技能検定（英検）をはじめとする検定試験を受検した小中学生に対し、検定料を補助する制度を設けています。新庄っ子の皆さん、ぜひご活用下さい。

英検のほか、日本漢字能力検定（漢検）、実用数学技能検定（数検）が対象。児童生徒一人につき、各検定試験1回分の検定料全額を補助しますが、試験に合格し、年度内にさらに上の級を受検した場合も補助の対象とします。今年3月、新庄っ子の学習意欲および学力向上を目指して制定した「村学力向上事業補助金交付要綱」に基づくものです。

すでに15人以上の中学生が挑戦しました。中には、高校レベルとされる英検準2級に合格するなど、積み重ねた学習成果を存分に発揮している方もおられます。教育委員会は、これからも皆さんの挑戦する気持ちを応援いたします。

（教育委員会　小泉）

図書データベースのご利用を

公民館では、館内の図書室と小中学校が保有する蔵書を横断検索できるデータベースを作成しました。トップ画面の検索窓に本や著者の名前、キーワード等を入力すると、お探しの本の所在が分かります。利用をご希望の方は、公民館までいらしてください。

作成を担われたのは教育委員（教育長職務代理者）の田中寛一さん。データベース管理ソフト「Ａｃｃｅｓｓ」を活用し、書籍に割り当てられたＩＳＢＮコードを一冊ずつ読み取るなどして、蔵書データを整理されました。田中さんは「ぜひ、多くの人に使っていただき、本との出合いを楽しんでほしい」と話しています。

今後の運用方法については、小中学校と連携して検討を深めて参ります。

（教育委員会　小泉）

悩みごと無料相談

「ライフサポートセンターつやま」では、地域の皆様の生活支援を目的として、悩みごと相談を行っております。お気軽にご相談ください。（電話でも対応しています。）

○相談内容
労働、福祉、債務、法律、生活相談など
※なお、裁判や実務依頼などの場合は、費用が必要です。

○相談日
月・水・金曜日
午前10時～午後5時
（祝日は除く）

○場所
ライフサポートセンターつやま
（津山市山下92-1
津山圏域雇用労働センター内）
℡０８６８（３５）２４３３

相談事項
相続・遺言、お年寄りの財産管理（成年後見）、ご近所トラブル、空き家、悪質な訪問販売・買取、夫婦・親子関係、交通事故、不動産・会社の登記、借金のお悩み、その他、司法書士が相談を受けることができる法律問題全般

電話相談
０１２０-５５５-１９２
※11月7日、11月22日のみ

予約・問い合わせ先
日本司法書士会連合会
中国ブロック会事務局
０８２-２２１-５３４５
午前9時～午後5時

中国5県縦断法律相談会

司法書士による無料相談会を新庄村役場で開催します。

事前予約は不要です（予約もできます）。お気軽にご相談ください。

日時
11月7日（土）
午前10時～午後4時

場所
新庄村役場　1階期日前投票室

10月は里親月間です

「里親」とは、さまざまな事情により家族と一緒に生活することができない子どもを家庭に迎えて育ててくださる方のことです。

「里親制度」とは、児童福祉法に基づき、公的な役割として子どもの健やかな育ちを支援する制度です。できるだけ良好な家庭的環境で育てることが望ましいとされています。

温かく安心して自分を委ねられる大人と暮らせる家庭を求めている子どもたちがいます。子どもが好きな方、子どものために何かをしたいと望んでおられる方、里親制度に興味をお持ちの方は、気軽

にお問合せください。

問い合わせ先
岡山県津山児童相談所
子ども支援課
Fax Tel　0868-23-5131
0868-23-5132
（住民福祉課　有吉）

児童虐待防止対策の推進

11月は、厚生労働省が主唱する「児童虐待防止推進月間」です。

令和元年中に、全国の警察が児童相談所に虐待として通告した児童数は、前年比22・4％増の9万8，222人で過去最高を記録し、岡山県警察が通告した児童数は1，047人と毎年増加しています。

全国的にも、虐待により児童が死亡するなどの悲惨な事件が後を絶ちません。

児童虐待を防止するためには、関係機関・団体が緊密に連携しながら、児童虐待を防止する意識を社会全体で高めるとともに、児童虐待が疑われる場合には、児童の安全確保を最優先とした措置を早急に行う必要があります。

あなたの通報が子供たちの命を救います。「不自然な傷やアザがある」「身体や衣類がいつも汚れている」「大人の怒鳴り声や子供の泣き声がやまない」など、虐待が疑われる場合は、市町村、児童相談所（全国共通ダイヤル「189（いちはやく）」24時間受付）または警察署（緊急の場合は110番）に通報してください。

【問い合わせ先】
岡山県警察本部
子ども女性安全対策課
Tel　086-234-0110
（代表）

11月は「労働保険適用促進強化期間」です。
～入っていますか？労働保険～

労働保険とは、労災保険と雇用保険の総称です。

従業員を1人でも雇用された場合は、法律により労働保険の加入が義務付けられています。そのため、事業主は労働保険料の申告・納付手続きや雇用保険被保険者に関する手続きを行う必要がありますが、まだ加入手続きがお済みでない事業主の方は、一日も早く手続きいただきますよう、お願いいたします。電子申請で手続きを行うことも可能です。

※業務のご都合で事務処理が困難な事業主の方には、「労働保険事務組合」に事務を委託する制度がありますので、ご利用ください。

お問い合わせは
【ハローワーク津山
雇用保険課　適用担当】
Tel　0868-35-2671
【津山労働基準監督署】
Tel　0868-22-7157

年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

■対象となる方

■老齢基礎年金を受給している方

以下の要件をすべて満たしている必要があります
- ✓ 65歳以上である
- ✓ 世帯員全員が市町村民税が非課税となっている
- ✓ 年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である

■障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

以下の要件を満たしている必要があります
- ✓ 前年の所得額が約462万円以下である

■請求手続き

① 新たに年金生活者支援給付金をお受け取りいただける方
お受け取りの対象になる方には、日本年金機構から10月中旬頃から、請求可能な旨のお知らせを送付します。同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）に記入し提出してください。令和３年２月１日までに請求手続が完了しますと、令和２年８月分からさかのぼって受け取ることができます。

請求手続きはお早めに！

② 年金を受給しはじめる方
年金の請求手続きと併せて年金事務所または市区町村で請求手続きをしてください。

■日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。

- ✓ 日本年金機構や厚生労働省から、電話でお客様の家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることもありません。
- ➢ 年金生活者支援給付金のご請求でお困りになったときには、お電話ください。

『ねんきんダイヤル』：０５７０－０５－１１６５（ナビダイヤル）　年金給付金　検索

住民福祉課　年金担当　56-2646

お元気ですか？

朝晩と日中の寒暖差が大きくなってきましたが、皆様、体調を崩されていませんか？

今回は、9月の栄養委員会で宮島医院の栄養士・土井美恵子先生に講演していただいた生活習慣病についてです。

【メタボリックシンドローム】

男性の場合　腹囲85㎝以上
女性の場合　腹囲90㎝以上

＋

生活習慣病である高血糖・高脂質・高血圧のうち、上記の2項目以上に当てはまる場合

＝

心臓病や脳卒中などになりやすくなる状態のこと

メタボリックシンドロームにならないためには、生活習慣を改善し、生活習慣病を予防する必要があります。

【生活習慣病を予防するには】

◇食事はバランスよく

1日3食ともに主食（ご飯・パン等）、主菜（肉・魚・卵・大豆等）、副菜（野菜・海藻類）を意識して食べましょう。

◇食事はゆっくりと

少量でも満腹感がえられます。早食いは食べ過ぎのもとです。

◇塩分は控えめに

1日の摂取目役は、男性が7・5g未満、女性が6・5g未満とされています。高血圧の方は、薄味を心がけてください。また、麺類の汁は残しましょう。

◇運動する

できるだけ毎日歩く習慣を付けましょう。代謝が上がり、脂肪が燃焼しやすくなります。

◇飲酒と禁煙は適度に

1日ビール中瓶1本（500㎖）、日本酒なら1合（180㎖）程度にしましょう。また、週2回は休肝日を設けましょう。

生活習慣病は食事や運動などの生活習慣の改善、体重の管理などで予防することできますので、皆様もぜひ意識してみましょう。

（住民福祉課　山口）

村協力隊の日頃の活動をお伝えします！　2020年10月

新庄村
地域おこし協力隊

今月の活動報告

観光（宿泊）
沖津（おきつ）　美邑（みゆ）

９月もフル稼働。営業日はほぼ予約で埋まりました！ありがたいです。10月もかなり埋まっていますが、空いた時間を使い、宿泊プラン作りや質の向上に励もうと思います。

観光（観光資源活用）
井上（いのうえ）　達也（たつや）

今月は秋冬の企画を考えたり、来夏に向けてのアウトドア研修を受けたりしていました。一緒にアウトドア活動をしてもらえる協力者探しも継続的に行っています。

学芸員＋畜産
おおはた
大畑（おおはた）　ゆかり

台風が接近しても牛たちはビクともしないことに驚いたのも束の間、秋が深まりました。寒くなれば、民俗資料の保存には囲炉裏の煙や熱が欠かせないことから、火入れが楽しみです。

社協だより　理想の福祉を目指して

会費の納入のお願い

新庄村社会福祉協議会では、「誰もが安心して暮らせる村づくり」を目指し、在宅福祉・地域福祉の向上に取り組んでおります。

その財源は、主に村からの補助金・委託料や介護保険事業収入、寄附金そして会費でまかなわれています。

福祉ニーズは年々複雑多様化してきており、会費は事業推進に貴重なものです。そして会費を納入することによって、皆さんに社会福祉事業に参加して頂くという意味があります。

今年度も区長さんを通じて納付書をお配りします。

普通会員一千円
賛助会員五千円

どうぞ社協の趣旨・目的をご理解頂き、ご協力宜しくお願い致します。

【赤い羽根共同募金運動】

期間：10月1日～12月末

今年も10月から全国一斉に赤い羽根共同募金運動が開始されました。

皆様から寄せられた募金は、地域のボランティア活動や車両整備に使われ、また一部は災害等準備金として積み立てられています。

村民の皆様には10月20日頃から地区の区長さんを通して戸別募金へのご協力をお願いいたします。

寝具等丸洗い乾燥事業

毎年、年二回行っております寝具等丸洗い乾燥事業の二回目を11月11日に実施します。対象者は新庄村に住所を有する左記の方々です。

・65歳以上で一人暮らしの方
・要介護状態の方
・75歳以上の高齢者世帯
・身体障害者手帳1級・2級保持者で、日常的に介護を必要とする方等です。

対象者一人につき一回あたり8,000円までの助成があります。

申込み締め切り

令和2年11月4日（水）

詳細は、社会福祉協議会までお問い合せ下さい。

さくらの里の活動

今回は手作りの花笠で、花笠音頭を踊る活動をご紹介させていただきます。デイサービスとさくらの里では「生活総合機能改善機器・フリーダム」を導入しています。この機器は、カラオケ機能をはじめ、体操プログラムやゲーム、昔懐かしい映像や脳を刺激するプログラムなど約500種類のメニューを楽しむことができます。その中に「花笠音頭」もあり、せっかく踊るならと花笠を手作りして、みんなで踊って楽しみました。

【ご寄付】

9月1日～9月30日

新庄村社会福祉協議会に次の方からご寄付をいただきました。

◆香典返し
重末　稔　様
谷口致子　様
高村紀子　様

厚く御礼申し上げます。

社協へのお問い合わせ
56-2001

小学校だより

稲刈り体験　～お世話になりました～

　９月16日（水）に、全校児童で「ひめのもち」の稲刈り体験を行いました。
　子どもたちは、春に堆肥をまき、５月に田植えを体験しました。宍戸さんには田おこし・代かきから水の管理までたいへんお世話になりました。
　稲刈り当日は、地域のボランティアの方に教えていただきながら、稲を刈り、「いいそ」で束ね、「はで」にかける作業をしました。１・２年生は、稲刈り鎌を使っての稲刈りは難しいようでしたが、高学年のお兄さんお姉さんに教わりながら一生懸命していました。
　脱穀をし、収穫したもち米を使っておいしいお餅を作るのを子どもたちは楽しみにしています。
　今回も、地域の方にお世話になり、貴重な体験をすることができました。新庄の温かさを感じることができました。
今後ともよろしくお願いいたします。
（新庄小学校　熊谷）

中学校だより

3年生校外学習

　10月1日（木）～2日（金）の2日間、新庄中学校3年生が山陰校外学習に行ってきました。
　１日目の『海洋館アクアス（浜田市）』ではシロイルカをはじめ多くのゆかいな海の仲間たちと出会い、興味深く観察をしていました。『石見銀山（太田市）』では銀山の歴史や鉱山技術を興味深く学び、周辺の散策では歴史や文化・風土を知るだけでなく、現代との繋がりや新庄村との違いを考えました。
　２日目は『松江城（松江市）』に行き天守閣の見学やお堀巡りをしました。船頭さんのお話に興味深く聞き入り、お互いに笑顔で『だんだん』と挨拶をしながら船を降りました。『フォーゲルパーク（松江市）』ではハシビロコウをはじめ世界中の鳥や満開の植物を見ることができ楽しい時間を過ごせました。
　最後の解団式では、生徒から『感謝を忘れてはならない。校外学習に行かせてくれた保護者だけでなく、このコロナ禍においても校外学習に行けるようにしてくれた人たち、受け入れてくれた人たち、周囲の人たち全てに感謝を忘れてはいけない。』という言葉がありました。人と人の繋がりを大切にする新庄っ子の成長を表す一言でした。
（新庄中学校　河井）

R100
再生紙を使用しています